

災害等情報（詳報）

|  |                                   |      |   |   |   |   |
|--|-----------------------------------|------|---|---|---|---|
| 鉱種：非金属   | 鉱山の所在地：埼玉県                        |      |   |   |   |   |
| 災害等の種類：<br>坑外・運搬装置のため<br>（自動車）   | 発生日時：<br>平成30年12月3日（月）<br>14時38分頃 | 罹災者数 | 死 | 重 | 軽 | 計 |
|  |                                   |      |   | 1 |   | 1 |
| 罹災者 年齢、職種、直轄・請負の別、勤続年数、うち担当職経験年数：<br>26歳、重ダンプ運転手、直轄、<br>勤続年数：1年6ヶ月、担当職経験年数：1ヶ月（ダンプ経験年数：1年6ヶ月）  |                                   |      |   |   |   |   |
| 罹災程度：腰椎破裂骨折（休業見込み：90日）   |                                   |      |   |   |   |   |
| <p><b>【概要】</b></p> <p>重ダンプ運転手A（罹災者）は、ダンプトラック（最大積載量40t）に乗車し、露天採掘場で発生した表土・木くず混じりの鉱石を約2キロ離れた原石置場まで運搬するため鉱山道路を下っていた（縦断勾配最大約8～9度）。</p> <p>途中、中段待機場から、リターダブレーキ（以下、リターダという）を効かせながら第6カーブに進入した。</p> <p>その後リターダを開放し直進していたが、減速するため再度リターダを効かせたところ、後輪がロックされ、10m程スリップした。</p> <p>リターダを開放し車体を立て直そうとしたが、次の第5カーブにさしかかったため再びリターダを効かせたところ、再び後輪がロックされ、スリップした。</p> <p>その後車体を立て直そうとしたができず、運転席の後方に身を潜めていたところ、ダンプ左先端が土盛りに接触して、車体右側を下に横転した。</p> <p>当日は小雨が断続的に降っており、道路上にたい積した土石粉が水を含んだ状態で路面が滑りやすい状態になっていた。また、当区間では、過去にも滑りやすい状態になっていたことがあった。</p> <p>通常、路面の滑りを解消するため、散水車を用い路面にとどまっている土石粉を洗浄していたが、災害発生当日は、散水車による洗浄は行っていなかった。</p> <p>罹災者は、本来は採掘班員であるが、災害当日は、表土、木くず等の運搬を指示されて従事していた。ダンプトラックの運転は入社後1年6ヶ月間の作業経験があった。</p> |                                   |      |   |   |   |   |
| <p><b>【原因】</b></p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1. 鉱山道路が、降雨と乾燥で、表面が粘土質の微粒になり、降雨の始めに滑りやすくなっていた。</li> <li>2. 路面が滑りやすい状態を解消せずに走行させていた。</li> <li>3. 10m程スリップしたため、余計にスピードを落とそうと、カーブを曲がりながらリターダを効かせたことから、スリップした。</li> <li>4. 運転の教育が十分でなかった。</li> </ol>   |                                   |      |   |   |   |   |

5. 保安規程、作業手順等の徹底が出来ておらず、またそれらをチェックし、指導する体制が出来ていなかった。
6. 安全意識が十分でなく、ルールどおり守らないことが習慣になってしまった。

#### 【対策】

1. 鉱山道路の走路改善と管理体制を整備する。
  - ① カーブの逆バンクの修正、道路拡幅。  
微細粒化しにくい、けい石原石を表層路盤材に使用して施工する。
  - ② 緊急退避箇所を退避しやすい箇所へ移設改善。
2. 路面が滑りやすくなった際の対処方法を定める。
  - ① 鉱山道路散水基準の作成と体制整備。
  - ② 走路異常時の連絡、対処法、判断基準の明文化整備と教育の実施。
3. 鉱山道路走行の実技再教育の実施。
4. 車輛系鉱山機械の保安教育の実施。（自動車含む）
5. 安全保安意識の向上
  - ① 安全総点検の実施。
  - ② リスクアセスメントの実施。
6. 巡視、パトロール時の指導の徹底。
  - ① 声掛け、不安全行動防止の指導。
  - ② 保安規程の見直し。

#### 【参考情報等】

- 鉱山で定めた保安規程、作業方法及び手順は鉱山労働者に周知しましょう。
  - 鉱山労働者に対する保安教育を検証し、効果的な保安教育を実施しましょう。
  - 鉱山保安法令及び関係法令における参考規定は以下のとおりです。
- < 鉱山保安法令 >
- ・保安規程（鉱山保安法第 21 条）
  - ・機械、器具及び工作物の使用（鉱山保安法施行規則第 12 条・鉱業権者が講ずべき措置事例第 10 章）
  - ・鉱山労働者が守るべき事項（鉱山保安法施行規則第 27 条）

#### 【お問い合わせ先】

関東東北産業保安監督部 鉱山保安課 平田、駒木根  
電話番号：048-600-0437

写真1：横転した40tダンプの状況

鉾山道路の土手に接触して横転し、道路をふさいでいる状態。



図1

